

科学技術・学術審議会国際戦略委員会の公開の手続について

令和 7 年 6 月 18 日
科学技術・学術審議会
国際戦略委員会決定

科学技術・学術審議会令第 11 条及び科学技術・学術審議会国際戦略委員会運営規則第 8 条の規定に基づき、科学技術・学術審議会国際戦略委員会（同運営規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、同委員会に設置する作業部会を含む。）の公開の手続について以下のように定める。

1 会議の日時・場所・議事を原則 1 週間前の日（1 週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページの報道発表一覧）に掲載する。

2 傍聴については、以下のとおりとする。

（1）一般傍聴者

① 一般傍聴者については、対面傍聴の場合は開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17 時までに、オンライン傍聴の場合は開催 2 日前の 17 時までに科学技術・学術審議会国際戦略委員会の庶務部局（文部科学省科学技術・学術政策局国際研究開発政策課）に登録する。

② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選も考慮する。

（2）報道関係傍聴者

報道関係傍聴者については、1 社につき原則 1 名とし、対面傍聴の場合は開催前日 17 時までに、オンライン傍聴の場合は開催 2 日前の 17 時までに科学技術・学術審議会国際戦略委員会の庶務部局（文部科学省科学技術・学術政策局国際研究開発政策課）に登録する。

（3）会議の撮影、録画、録音について

① 傍聴者は、主査が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。

② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。

なお、対面傍聴の際に、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。

ア．会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、主査又は事務局の指示に従うものとする。

イ．スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。

ウ．撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。

（4）その他

傍聴者が会議の進行を妨げていると主査が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、主査が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、主査の指示に従うこととする。

3 その他

委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各 1 名とする。